

2018年8月
第18号

2018年7月31日発行

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会
—朝鮮学校無償化裁判を支援する会—

미래·ミシ通信

ミシとは未来という意味

事務局 ・ 北九州 〒807-0825 北九州市八幡西区折尾3-5-1
九州朝鮮中高級学校内
TEL 093-691-4431 / FAX 093-691-4441

・ 福岡 〒812-0044 福岡市博多区千代4-29-50-6階
福岡県朝鮮学校を支援する会
TEL 092-633-3745 / FAX 092-633-3310

<http://msk-f.net>

mail : info@msk-f.net

目次:

- 第18・19回裁判について 1
□ 第18回口頭弁論
□ 第19回口頭弁論

- 他地方の裁判状況 3

- 朝鮮学校の支援の
輪が広がる・韓国釜山市
朝鮮学校を支える会
事務局長
瑞木 実 4

- 会費(カンパ)のお知らせ 4



第18・19回裁判について

■ 第18回口頭弁論

2018年6月7日(木)14時から、無償化裁判の第18回口頭弁論が行われました。

今回は、**原告2名の本人尋問**が実施される裁判であり、多くの傍聴希望者が来ることが予想されたため、通常使用する203号法廷(傍聴席約40名)ではなく、福岡地裁小倉支部で最も広い207号法廷(傍聴席約80名)で弁論が行われました。

裁判では、冒頭、両当事者が提出した準備書面及び証拠の確認がありました。原告は、**準備書面(25)**を提出するとともに、**甲A170~177号証**を提出しました。

準備書面(25)は、検討会議での議論状況や経過に関する内容となっており、被告である国が、ハ号規程13条に関して突如言い出した「教育基本法」やこれに関する「不当な支配」等のワードが、検討会議における議論では何らなされていなかったことを整理した書面となっており、これに合わせて甲A170~176号証を提出しました。

甲A177号証は、検証(学校視察)が実施されないこととなったため、**九州朝鮮高級学校やそこに通う学生らの様子を記録したDVD**となっており、尋問に先立って、裁判官や被告代理人、傍聴席に向けて上映しました。

朝鮮語の授業だけでなく、日本語や英語の授業、世界歴史に関する授業風景が記録されており、休み時間に日本の小説を読む様子や運動会の練習風景等も記録されていました。また、2018年2月に行われた無償化差別に反対する県民集会の様子や集会後に小倉駅で行われた街頭宣伝の様子も記録されていました。

この動画は、釜山出身であるキム・チュン映画監督が作成してくれたもので、監督は、無償化裁判が始まる数年も前から、釜山から何度も朝鮮学校を訪れてくれている方です。朝鮮学校を知らない裁判官や被告代理人も真剣な表情で10分間の動画を見つめていました。



DVD上映後、**原告2名の本人尋問**が各30分ずつ実施されました。

原告の一人は、朝鮮高校卒業後、日本の大学に進学して薬剤師を目指している男性であり、**もう一人**は、朝鮮高校卒業後、朝鮮大学に進学した後、保育士の資格をもって朝鮮幼稚園で勤務する女性です。原告両名とも朝鮮高校在学時に無償化制度を知り、朝鮮高校にも無償化が適用されることに関して大きく期待したけれども、審査が長引くばかりか朝鮮高

미래·ミレ通信

ミレとは未来という意味

校だけが無償化制度から除外されたことを知り、大きく傷つくとともに、朝鮮学校差別に対する憤りを覚え、自分たちは朝鮮高校を卒業するものの、学校で学ぶ後輩たちのためにも、無償化適用に向けて戦い続けるという強い気持ちを裁判官に訴えていました。

男性原告は、日本の大学に本名で通い、在日の歴史を知らない人たちからは、「いつ日本に来たのか」と質問されることはあるけれども、丁寧に説明すれば、ほとんどの人が在日のことを理解してくれ、この無償化裁判についても、勝訴してほしいと温かい言葉をかけられたと話していました。また、最後に裁判官に言いたいこととして、朝鮮半島や朝米を取り巻く政治情勢が大きく転換しようとする中、日本政府だけが、このような朝鮮学校差別を続けてもよいのかと訴えていました。

本来であれば、無償化問題と政治問題は全く無関係であるにもかかわらず、男性原告は無償化問題の本質を見抜き、裁判官に対して、その本質から目を背けずに判決してほしいと訴えていたように思われます。

余談ですが、男性原告の尋問を担当された**後藤富和弁護士**は次のように語ってくれました。

「幼稚班から高級部まで朝鮮学校に通った子で、今は日本の大学に通っている。その子によると、差別はときどき受けてきたらしいんですね。例えば、中級部の時に日本の学校とサッカーの試合をしていて、朝鮮学校側が勝っていたら相手チームの選手から『キムチくせえ』と言われたとか。私みたいな日本人からしたらすごくショックで、ああ、もって差別の現状を知らないといけないなと思いました。でも、その子は『ほとんどの日本人はそんなことはなくて、とても親切にしてくれる』とキラキラした目で話すんですね…」

「尋問の質問の打ち合せも特にせず、その子には思っていることを本当に素直に自由に話してもらいました。そうしたら、『大学には朝鮮名で通っているの？ 通名で通っているの？』という質問で、その子がついうっかり法廷で自

分の本名を言ってしまったんですね。法廷では、傍聴席から顔が見えないように仕切りも置くのに、自分で名前を言っちゃった(笑)。閉廷後、報道の方に『名前を出すのは控えて下さい』と伝えましたよ。」

裁判官も、このハプニングにはつい笑っていました。



女性原告は、民族衣装であるチマチョゴリを着て尋問に臨みました。なぜチマチョゴリを着たのかを尋ねると、自分は日本で生まれたが日本人ではなく朝鮮人である、そのことを強く意識してこの裁判に臨まなければならないと思ったので、チマチョゴリを着てきたと話していました。

女性原告は幼いころから朝鮮舞踊を学び、民族の歌に合わせて踊ることで、自分が何者であるのかを意識できると話しながら、朝鮮学校でウリマル(朝鮮語)に触れ、朝鮮学校で生活することこそ、朝鮮人である自分たちにとって重要なことであると話していました。

在日朝鮮人が、日本において民族の言葉や文化に触れながら自由に学ぶことが何故妨害されなければならないのかと、これまた無償化裁判の本質を裁判官に強く訴えていたと思われます。

また、女性原告は幼いころから保育士になることを目標としていましたが、日本の大学に進学すれば保育士の資格を得られるところ、あえて日本の大学には進学せず、朝鮮外学校で保育を学びました。朝鮮大学校を卒業しても保育士の資格は得られないため、別途国家試験を受験しなければならず、原告は、朝鮮大学校卒業後に国家試験に合格して保育士の資格を取得して、現

在は朝鮮幼稚園で、園児に対してウリマルや民族の文化、歌や踊りを教えていると話していました。

原告2名の尋問が終わると、傍聴席からは大きな拍手が起こりました。本来であれば裁判官は拍手を制止しますが、傍聴席の拍手を制止することはありませんでした。それほどに、裁判官の心に響いた尋問であったと思われます。被告代理人からも原告本人に対する反対尋問はなされず、判決に向けて意義のある尋問となったと思います。

■ 第19回口頭弁論

その翌々週、6月21日(木)14時から、同じ207号法廷で**三輪定宣教授の証人尋問**が実施されました。

80席の傍聴券を求めて約160名の方が駆けつけました。**九州朝鮮中高級学校の高級部全生徒**のほか、**福岡朝鮮初級学校の初級部6年生**も参加。福岡初級の子どもたちはオモニ会の代表と一緒に車で1時間かけて裁判所を訪れ、初めての裁判所に少し緊張した面持ちでした。



三輪教授は、無償化法制定や改正にあたって、国会に参考人として招致され、朝鮮高校差別に関して、原告側の意見書を提出してくれた方です。

また、教育行政学の中でも主に教育財政学を専門として研究されている方で、さまざまな大学で教鞭をとっておられます。加えて、1980年代からは日本で無償教育をすすめる教育運動を精力的に続けてこられた方です。

ご自身の専攻の立場から書き上げた意見書のタイトルは「**朝鮮高校生**

2018年8月

就学支援金差別事件に関する意見書—無償教育の意義と朝鮮高校生就学支援金差別の不当性—。法廷では、この意見書をもとに尋問が進みました。

三輪教授は意見書の冒頭で、国連・国際人権規約の社会権規約(=「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」のこと)について、「半世紀にわたり国際社会の権利保障の法規範となっている」と重要性を説明しています。法廷でもそれに言及しつつ、規約で示している「教育への権利」の部分を強調しました。

同規約では、「教育についてのすべての者の権利」を定め、「教育が人格の完成及び人格の尊厳」、「諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好」などを目指すべきことを明記しています。

続いて、このような「権利の完全な実現」のため、初等教育の無償性に加えて中等・高等教育の「無償教育の漸進的導入」などを規定しています。

そして、規約が定める無差別平等原則が適用されるため、「人種」「国民的出身」など「地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障」されています。(以上、概要は意見書より)

三輪教授は尋問に沿って以上のような内容について適切に説明しつつ、したがって「無償教育を受ける権利は、朝鮮高校の生徒にも無差別平等に保障されるべき」と理論的に明言しました。

他にも、朝鮮学校が無償化制度に適用されるかどうかの基準となっていた規則1条1項(専修学校及び各種学校のうち「高等学校の課程に類する課程」)2号ハの削除については、「もともと『高等学校の課程に準ずる課程』ではなく、『高等学校の課程に類する課程』としたのは、一条校だけではなく、より柔軟に適用を認める趣旨のものだから。ハの削除は、朝鮮学校を排除するための恣意



的な細工」という旨の発言をして、文科省の裁量権の乱用を指摘しました。

また、被告による「朝鮮学校は総聯や朝鮮から『不当な支配』を受けている」という主張に関連づけて行われた尋問では、以下のようなやり取りがありました。

● 原告弁護士

「朝鮮学校を見てどう思われましたか？」

● 三輪教授

「教育の自治が保障されている。日本の文化についての理解も取り入れながら、自分たちの教育を実践しようという思いが感じられた」三輪教授は続いて、「民間の団体が教育の内容を促進させる。そこに権力が不当に介入することが良くない、許されないというのが『不当な支配』の考え方。『不当な支配』の主体は国家や権力、「(朝鮮による『不当な支配』という論法もあるが)教育基本法ではもともと『他国からの干渉』ということは想定していない」という風にもなっていました。

そうして約1時間におよぶ尋問は終了。専門家による、よどみのない回答に傍聴席からは小さく拍手も上がりました。

裁判後の報告集会では、三輪教授への尋問を行った安元隆治弁護士が発言。



「三輪先生は普段から色々な人と話す機会があるが、教育法の学者の中で、この問題について国と同じような立場をとって、無償化制度から朝鮮学校を除外するのを是とするような人とは会ったことがないと仰っていた。」
「今回の裁判に向けて三輪先生と何度も打ち合わせをしながら思ったのが、先生は『(日本で完全な)無償教育を実

現する』という、高校無償化よりもさらにずっと先を見ている方だということ。とても大きなことを考えている先生に、国によるヘイトのような、朝鮮学校だけを除外するという理屈はあり得ないという、こんな情けない証言をして頂かないといけないう事態に申し訳なさを感じた。そういう酷い価値観の中で、この問題をどう捉えるべきかということを裁判官にアピールしたかった。」

とても印象的な視点でした。

弁護団からは、**次回、第20回口頭弁論の期日が9月20日(木)14時**に決まり**結審**することとなった事が報告され、最終準備書面には弁護団はもちろん、この裁判に関わったすべての方々の魂を込めるために奮闘するとの決意表明がありました。

九州でもついに結審！緊張が高まります。引き続き各地の弁護団、支援団達と連携しながら勝訴に向けて頑張っていきましょう！

※編集部: 今回の裁判報告に関して、弁護団の金敏寛事務局長、雑誌イオの黄理愛記者の承諾を得て多くの部分を転載しました。ご協力カムサハムニダ。

他地方の裁判状況

● 広島(控訴審)

2018年9月4日(火)に控訴審の第2回弁論となっています。

● 愛知

2018年4月27日(金)に第一審判決が言い渡されましたが、敗訴判決となりました。愛知弁護団は5月8日に控訴しました。

● 大阪(控訴審)

2018年4月27日(金)に控訴審が結審となり、控訴審判決は、9月27日(木)に言い渡されます。

● 東京(控訴審)

2018年6月26日(火)に控訴審が結審となり、控訴審判決は、10月30日(火)に言い渡されます。

すべての子どもには学びへの権利があります！

朝鮮学校の支援の輪が広がる(韓国釜山市) 朝鮮学校を支える会事務局長 瑞木 実

함께 해요! 조선학교 「一緒にやろうよ！」 朝鮮学校」

2018年6月22日(金)釜山市の民主公園別館で「ハムツケヘヨ! チョソンハッキョ(いっしょにやろうよ! 朝鮮学校)」と題した懇談会が行われました。

釜山市の市民団体「トンポネット」(海外同胞民主文化・教育ネットワーク)が主催したものです。



在日同胞社会の拠点とも言える朝鮮学校の現状と併せて日本政府によっていかに差別を受けているか、広く韓国市民に知らせ、支援の輪を広げる取り組みです。

～6月22日、午後4時の開会時間に間に合うようにタクシーに乗り込む。日本では考えられないような凄いスピードの運転にいささか戸惑う。釜山市街を一望できる山の中腹にある民主公園に到着。前日から釜山入りしていた小倉地区故国訪問団の20名の方と合流。全体で100名近くの参加者。

会場となった民主公園別館は、戦前・戦後の民主化運動の歴史を記念して建設されたもの。韓国市民が多くの血を流しながら、勝ち取った民主化の歴史の展示場となっている。

16時から大阪朝鮮高校の卒業生・生徒5人による創作劇「4.24の風」(1948年阪神教育闘争をモチーフにしたもの)の上演。

17時30分から九州無償化弁護団事務局長の金敏寛弁護士による「朝鮮学校の現状と高校無償化除外訴訟の経過報告」講演。

18時30分から大阪朝鮮高校3年生による「高校無償化の取り組みを通じたの思い」の発表。



意見交換会では、「日本政府による朝鮮学校への差別政策を知ることができた。同胞としてしっかりと支援をしていきたい。」との発言が次々と出された。

最後に福岡歌舞団による歌と踊りの披露があり会場は熱気に包まれた。～



終了後、市内の食堂で約60名参加の交流会がありました。口々に「朝鮮半島情勢は、大きく変わってきている。韓日、朝日関係を改善しようとするなら、朝鮮学校を始めとする在日同胞への差別政策をやめるべきだ。私たちは朝鮮学校への支援をこれからも続けていきたい。」との発言がありました。

最後にトンポネットと朝鮮学校の共催で日本の市民に向けての文化交流会を北九州市で行うとの合意ができ、それぞれにその準備に入ることになりました。

会費(カンパ)のお知らせ

■会費(カンパ)のお願い

本会の趣旨に賛同いただき会費(カンパ)のご協力をお願いいたします。(振込先は右記参照)

○ 団体会費 一口 5,000円

○ 個人会費 一口 1,000円

これまでのご協力に厚くお礼申し上げますと共に、裁判の広範な支援の為には、これからも継続的なご協力を呼びかけていきたいと思っております。皆様の暖かいご支援をお待ちしています。

■ 郵便振込の場合

01750-7-164454

朝鮮学校無償化実現・福岡連絡協議会

■ 銀行振込の場合

福岡銀行折尾支店(普)2988609

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局 ユン キョンリョン

■ 労働金庫振込の場合

九州労働金庫福岡県庁前支店(普)6713577

朝鮮学校無償化実現福岡連絡協議会 事務局員 前海満広